令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 21 日
砥部町告示第 60 号

（趣旨）

第1条　この告示は、住み続けたいまち及び子育てしやすい住まいづくりを支援することで良好な住環境整備を促進し、空き家の増加の抑制を図るため、既存住宅のリフォーム工事を行う者に対して、予算の範囲内において砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金（以下「補助金」 という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 住宅　町内に存する家屋で、補助金の交付を申請する者が現に居住しているもの又は居住する予定のもの及びこれらに附属する建築設備（家屋と一体となって設置されているものとして町長が適当と認めるものに限る。）をいう。

⑵ 施工業者　町内に住所を有する個人事業者又は町内に事業所を有する法人で、リフォーム事業を営むものをいう。

⑶ リフォーム基本工事　住宅の機能及び性能を向上させるための工事で、別表第1の左欄に掲げる申請タイプのうちから補助金の交付を申請する者が選択する1の申請タイプに係る同表の右欄に掲げるものをいう。

⑷ 住環境向上工事　住宅の住環境を向上させるための工事で別表第2に掲げるものをいう。

（補助対象者）

第3条　補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴ リフォーム基本工事に係る住宅を所有する者で、当該住宅の所在地に住所（住民基本台帳に記載されている住所をいう。 以下この号において同じ。）を有するもの（第9条第1項の規定による実績報告までに住所を有することとなる者及び単身赴任者を含む。）

⑵ 施工業者とリフォーム基本工事及びこれに併せて行われる住環境向上工事（以下「補助対象工事」という。）に係る工事請負契約を締結した者

⑶ この告示に基づく補助金の交付を受けたことがない者

⑷ 町税を滞納していない者

⑸ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第4条　補助対象経費は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、リフォーム基本工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）が50万円に満たないときは、補助対象としない。

（補助金の額）

第5条　補助金の額は、補助対象経費の額に100分の10を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない方の額とする。

2　第1項の補助金の額に前項の額を加えた額が補助対象経費の2分の1の額を超えるときは、補助対象経費の2分の1の額を補助金の額とする。

3　補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定める期日までに、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付申請書（様式第1号） に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事を行う住宅の全景及び施工予定箇所の写真
(2) 住民票の写し
(3) 町税を滞納していないことを証する書類
(4) 登記事項証明書その他の住宅の所有者であることを証する書類
(5) 補助対象工事の見積書
(6) 補助対象工事の内容が確認できる図面
(7) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
(8) 確認済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証をいう。以下同じ。）の写し（確認済証が必要な補助対象工事を行う場合に限る。）
(9) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付けることができる。

3　補助対象工事は、第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後に行わなければならない。

（交付申請の内容の変更等）

第8条　前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定による補助金の交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の規定による承認をしたときは、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3　町長は、第1項の規定による変更が補助金の額を増額させるものであっても、補助金の額を増額しないものとする。

（実績報告）

第9条　補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その審査を受けなければならない。
(1) 完成届（様式第7号）
(2) 補助対象工事の施工中及び施工後の施工箇所の写真
(3) 工事請負契約書又は請書の写し
(4) 補助対象工事に係る領収書の写し
(5) 検査済証（建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証をいう。）の写し（確認済証が必要な補助対象工事を行う場合に限る。）
(6) 住民票の写し（実績報告までに住所を有することを条件に交付申請された者に限る。）
(7) その他町長が必要と認める書類

2　補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに、前項の実績報告書を提出しなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第10条　町長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条　前条の通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、令和7年度砥

部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第１２条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　関係法令又はこの告示に違反したとき。

⑵　補助金を交付の目的外に使用したとき。

⑶　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑷　前各号に掲げるもののほか、 町長が必要と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、令和７年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付取消通知書（様式第１０号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、やむを得ない事情があると認める場合を除き、令和７年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金返還請求通知書（様式第１１号）により補助事業者に期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（調査等）

第１４条　町長は、この告示の施行に必要な範囲内において、書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　（第2条関係）

申請タイプ		リフォーム基本工事の内容	
長寿命・省エネタイプ	長寿命タイプ	住宅の長寿命化を目的とする工事で、次のいずれかに該当するもの（シールのみの打替え工事を除く。） (1) 屋根のふき替え、防水、塗装その他屋根工事 (2) 外壁の張替え、塗装その他外装工事	
	省エネタイプ	開口部	ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換などの開口部の断熱性能を高める工事で、省エネ基準を満たすもの
		天井	天井の断熱性能を高める工事で、省エネ基準を満たすもの
		壁	壁の断熱性能を高める工事で、省エネ基準を満たすもの
		床	床の断熱性能を高める工事で、省エネ基準を満たすもの
バリアフリータイプ		階段	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成１３年国土交通省告示第１３０１号）第２の2⑸イに規定する基本レベルに適合することとなる工事。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、別に定めるところによる。
		廊下	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針第２の2⑷イに規定する基本レベルに適合することとなる工事。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、別に定めるところによる。
		浴室	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針第２の２ ⑹ロ①に規定する基本レベルに適合することとなる工事。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、別に定めるところによる。
		便所	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針第２の2⑹イ①に規定する基本レベルに適合することとなる工事。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、別に定めるところによる。
		床	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針第２の2⑵イに規定する基本レベルに適合することとなる工事
		建具	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針第２の2⑻イに規定する基本レベルに適合することとなる工事。 ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、別に定めるところによる。
		その他	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針第２の2⑶イに規定する基本レベル又は同⑺に規定する床及び壁の仕上げに適合することとなる工事。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、別に定めるところによる。
安全・安心タイプ		昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建ての木造住宅に係る住環境向上工事で、町の補助金の交付に係る耐震改修工事に併せて行うもの	

（注）全てのリフォーム基本工事において、砥部町景観条例（令和2年 12 月 15 日条例第 27 号。以下、「景観条例」という。）第7条に規定する景観形成基準に適合しなければならない。

別表第2　（第2条関係）

工事の区分	住環境向上工事の内容
外装工事	(1) 屋根のふき替え、 防水又は塗装その他の屋根工事 (2) 外壁の張替え、塗装、 シールの打替えその他の外装工事 (3) 前各号に掲げる工事と一体として行うガラスの取替え、 雨どいの取替えその他の樋工事
内部工事	内装工事、左官工事、建具工事又は造作工事
設備工事	浴室工事、厨房工事、衛生設備工事その他これらの工事に附帯する工事 （家電等のみを設置し、又は取り替える工事を除く。 ）
増改築工事	既存住宅の増改築工事（既存住宅の全部の解体工事を除く。）

（注）補助対象工事の施工後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価の申請を行うときは、当該申請に係る手数料を補助対象経費に加えることができる。

様式第1号（第6条関係）

年　　月　　日

砥部町長　　様

申請者　郵便番号
住　　所
ふりがな
氏　　名　　（署名又は記名・押印）
電話番号

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金を交付されたく、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

工事予定住宅の住所（地番）		砥部町	
施工業者	業者名		
	代表者名		
	所在地	砥部町	
	電話番号	ー　　ー	
工事期間（予定）		年　月　日～　　年　月　日	
申請タイプ		□長寿命・省エネタイプ　　□バリアフリータイプ □安全・安心タイプ（木耐震）	
工事費（税抜）	リフォーム基本工事費	円	※太枠内は記入しないでください。
	住環境向上工事費	円	円
	合計	円	円
補助金交付申請額		金　　円	

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
※申請タイプ及び加算については、該当箇所をチェックしてください。

様式第2号（第6条関係）

砥部町長　　様

暴力団排除に係る誓約書

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金第6条第7号の規定に基づき、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、所轄警察署に照会することについて同意し、当該事項に関する書類の提出を砥部町長から求められた場合は、指定された期日までに提出します。

記

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
(4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（署名又は記名・押印）

様式第3号（第7条関係）

砥部町指令　　第　　号
年　月　日

様

砥部町長　　印

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	金　　円
補助金交付条件	

【注意事項】
　補助対象工事が完了したときは、速やかに令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金実績報告書（様式第6号）に提出書類を添えて町長に提出し、原則年度内に施工確認を受けること。

様式第4号（第8条関係）

年　　月　　日

砥部町長　　様

補助事業者　郵便番号
住　　所
ふりがな
氏　　名
（署名又は記名・押印）
電話番号　　―　　―

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金
交付変更（中止）承認申請書

年　　月　　日付け、砥部町指令　　第　　号で交付決定を受けた補助事業の内容を変更したいので、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容 （変更前・後）	変更前 基本工事費　　円 住環境向上工事費　　円 合計金額　　円	変更後 基本工事費　　円 住環境向上工事費　　円 合計金額　　円
交付予定額（A） （※）	円	
変更交付申請額 （B）	円	
変更差額 （B）−（A）	円	
変更理由 （概要）		
添付資料	(1) 工事の変更内容が分かる書類 (2) 変更後の補助対象工事の見積書（工事額の変更前・変更後が分かるように記載すること。） (3) その他町長が必要と認める書類	

※ 補助金交付決定通知書に記載されている額

様式第5号（第8条関係）

砥部町指令　　第　　号
年　月　日

様

砥部町長　　印

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金
交付変更（中止）承認通知書

年　　月　　日付けで変更（中止）申請のあった令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金について、下記のとおり変更（中止）を承認することが決定しましたので、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

変更内容	
補助金交付決定額 （変更後）	金　　円
補助金交付条件	

様式第6号（第9条関係）

年　　月　　日

砥部町長　　様

申請者　郵便番号
住　　所
ふりがな
氏　　名
電話番号

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金実績報告書

年　　月　　日付け、砥部町指令　　第　　号により交付決定を受けた令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金について、対象となる工事が完了しましたので、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

リフォーム実施住宅の住所（地番）		砥部町
施工業者	業者名	
	代表者名	
	所在地	
	電話番号	
工事期間	年　月　日　～　年　月　日	
申請タイプ	□長寿命・省エネタイプ　□バリアフリータイプ □安全・安心タイプ（木耐震）	
工事費（税抜）	ﾘﾌｫｰﾑ基本工事費	円
	住環境向上工事費	円
	合　計	円

※　申請タイプ及び加算については、該当箇所をチェックしてください。

様式第7号（第9条関係）

完　成　届

補助事業者 （工事発注者）	（住所） （氏名）
施工場所 （地番）	砥部町
施工内容（箇所）	
施工期間	（着手日）　　年　　月　　日 （完了日）　　年　　月　　日

上記について、 申請のとおり工事が完了したことを証明します。

年　　月　　日

業者名

所在地

代表者氏名　　㊞

連絡先　　（　　）　　－

※押印は、法人の場合は会社印、個人事業者の場合は社長印を使用してください。

様式第8号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

砥部町長　　印

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで提出のあった実績報告に係る令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金について、下記のとおり交付額が確定しましたので、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額	金　　円

【注意事項】
　この通知書により、補助金の交付額が確定しましたので、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。

様式第9号（第11条関係）

年　　月　　日

砥部町長　　様

補助事業者　郵便番号
住　　所
ふりがな
氏　　名　　㊞

電話番号

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け、　　第　　号により交付額が確定した令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金について、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の交付を請求します。

補助金交付請求額	金　　円

※　使用する印は、補助金交付申請書で使用した印と同一のものを使用してく ださい。

<table>
<tr><td rowspan="4">振込先</td><td colspan="2">金融機関名

銀行　・　金庫　・　農協</td><td>本店　・　支店　・　支所　・　出張所</td></tr>
<tr><td>口座種別</td><td>口座番号</td><td>口座名義人氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□　普通
□　当座</td><td rowspan="2"></td><td>（フリガナ）</td></tr>
<tr><td>（氏　名）</td></tr>
</table>

※　口座の名義人は、補助事業者と同じ人としてください。

様式第10号（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

砥部町長　　印

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付取消通知書

年　　月　　日付け、砥部町指令　　第　　号で交付決定した令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金について、下記の理由により交付を取り消すことになりましたので、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由	

様式第11号（第13条関係）

第　　号
年　月　日

様

砥部町長　　印

令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金返還請求通知書

年　　月　　日付け、砥部町指令　　第　　号で交付額が確定した令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金について、令和7年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおりその返還を求めます。

記

返還請求金額	円
返還請求金額の内訳	
返還方法	
返還期限	年　　月　　日